

様式第3号

沖縄県教育庁公告第7号

簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）に係る手続開始の公告（単体発注）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和2年5月27日

沖縄県知事 玉城 康裕



1 業務概要

- (1) 業務名 沖縄県学校施設長寿命化（個別施設）計画策定業務
- (2) 履行場所 沖縄県全域
- (3) 業務の目的

本業務は、沖縄県が所管する高等学校、特別支援学校、中学校（以下「学校施設」という。）について、各校舎の修繕履歴や老朽化状況等の把握を行い、生徒が良好な学習環境で学ぶことができる統一的な整備水準を設定し、計画的な予防保全を行うことにより、学校施設の長寿命化を図ると共に、中長期的な維持管理費、修繕費、改修費などの学校施設運営に必要なトータルコストの最適化、平準化を図るための計画（以下「長寿命化計画」という。）を策定することを目的とする。

(4) 業務内容

- ① 施設台帳の整理
- ② 既存資料の整理
- ③ 現地調査等による老朽化状況及び今後の維持・更新に係るコスト等の把握
- ④ 長寿命化の基本的な方針等の設定
- ⑤ 検討委員会（仮称）の運営
- ⑥ 以下の項目等により構成する長寿命化計画の策定
 - ア 学校施設長寿命化計画の背景、目的等
 - イ 学校施設の目指すべき姿
 - ウ 学校施設の実態（運営状況、老朽化状況等）
 - エ 学校施設整備の基本的な方針
 - オ 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等
 - カ 長寿命化の実施計画（優先順位、期間、費用等）
（直近10年間の個別施設の整備計画を含む）
 - キ 長寿命化計画の継続的運用方針及び課題

- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月26日まで
- (6) 契約限度額 35,797,300円(税込み)以下で契約を行う。
- (7) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、企画提案等に関する提案書(以下「企画提案書」という。)の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 沖縄県土木建築部における令和元・2年度(平成31・32年度)測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- ④ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- ⑥ 沖縄県内に主たる営業所があること。
- ⑦ 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- ⑧ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。

(2) 企業及び管理技術者の要件

① 企業に関する要件

ア ②に掲げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置できること。

イ 以下に示す同種業務又は類似業務について、平成22年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務：学校施設長寿命化計画策定業務

b 類似業務：学校施設以外の長寿命化計画策定業務、学校施設の定期点検業務、学校施設の老朽度調査業務(耐力度調査以外)

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・地方公共団体から委託を受けた業務)

の実績とする。以下同じ。)

ウ 3名以上の一級建築士が所属していること。

② 管理技術者に関する要件

ア 一級建築士

イ 以下に示す同種業務又は類似業務について、平成22年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、実施した以下の同種業務又は類似業務の実績を有さなければならない。

a 同種業務：学校施設長寿命化計画策定業務

b 類似業務：学校施設以外の長寿命化計画策定業務、学校施設の定期点検業務、学校施設の老朽度調査業務(耐力度調査以外)

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・地方公共団体から委託を受けた業務の実績とする。以下同じ。)

3 企画提案書の提出者を選定するための基準等

2(1)の参加要件を満たし、2(2)の実績を勘案し選定する。

4 受託者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

① 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

② 技術評価点の算出方法

企画提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 参加表明者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 特定テーマに対する企画提案

(2) 受託者の決定方法

受託者の決定は、施設課内の沖縄県学校施設長寿命化(個別施設)計画策定業務委託企画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)において(1)により算出された評価値の最も高い者を受託候補者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。ただし、企画提案書の評価の結果、全ての企画提案書が当該業務を遂行する基準を満たしていないと判断した場合は、受託候補者を選定しない。

受託者は、受託候補者を審査委員会の審議を経て、決定する。その結果は企画提案書を提出したものの全員に通知する。

5 各種手続き等

(1) 参加説明書の交付期間、交付方法等

- ① 交付期間 令和2年5月27日（水）から
- ② 交付方法 沖縄県教育庁施設課ホームページからダウンロードして下さい。
<https://www.pref.okinawa.jp/edu/shisetsu/madoguchi/soshiki/shisetsu/index.html>
- ③ 問い合わせ先 6(5)の場所

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

① 参加表明書の提出期間、提出場所、方法等

- (ア) 期間 令和2年5月27日（水）から令和2年6月10日（水）
午後5時まで
- (イ) 提出方法等 参加説明書による。

② 企画提案書の提出要請の通知（選定通知）

郵便等をもって令和2年6月16日（火）発送を予定する。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出方法は、次のとおりとする。

① 提出資格

3に基づき、企画提案書の提出要請の通知（選定通知）を受けた者。

② 企画提案書の提出期間等

- (ア) 期間 令和2年6月16日（火）から令和2年6月24日（水）午後5時まで
- (イ) 提出方法等 参加説明書による。

(4) 受託者の決定日

受託者は、下記の日時までに決定する予定である。なお、企画提案書を提出した者には、4(2)により通知する。

- ① 日時：令和2年7月1日（水）（予定）

6 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第1号から第6号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部または一部を免除することができる。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。

なお、企画提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は企画提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(5) 問い合わせ先

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

沖縄県教育庁施設課 企画財産班

電話番号 098-866-2736

(6) 詳細は参加説明書による。